

原案可決

議提出議案第 9 号

米国産牛肉の輸入再開に対する慎重な対応と、
B S E 問題の万全な対策を求める意見書

国内で B S E (牛海綿状脳症)感染牛が確認されて以来、国は、と畜される全ての牛の検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の徹底等を行い、牛肉の安全性に対する信頼回復に努めてきた。また、平成 15 年に米国で B S E の発生が確認されてからは、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止してきた。

ところが、国では 20 ヶ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することを決定し、米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めている。

米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままとなっている。B S E はその発生原因も科学的に十分解明されておらず、そうした中での輸入再開は、消費者の不安を増大させるものである。

よって、国においては、下記の対策について実施し、消費者の不安を解消するよう、強く要望する。

記

1. 米国産牛肉については、拙速な輸入再開を行わず、慎重に対応すること。
2. 国内の B S E 対策を万全に実施するとともに、各自治体で行う全頭検査に対して、財政措置を継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 17 年 9 月 22 日

熊 谷 市 議 会

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
農林水産大臣 様
内閣府特命担当大臣(食品安全担当) 様

提出者	議員	磯	崎	修
〃	〃	大	山	美智子
〃	〃	田	島	道夫
〃	〃	新	井	正夫
〃	〃	谷		幸代
〃	〃	安	倍	正剛
〃	〃	栗	原	健昇